

特別 国民体育大会 セーリング競技 北海道予選会 帆走指示書 (SI)

共同主催	(公財)日本スポーツ協会・(公財)北海道スポーツ協会・北海道セーリング連盟
運営	北海道セーリング連盟
後援	スポーツ庁・北海道
開催地	小樽市祝津ヨット競技場 レース海面:小樽市祝津ヨットハーバー沖
大会期日	令和5年7月1日(土)~7月2日(日)

[SP]の表記は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。(SI 14 参照)

[NP]の表記は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは、RRS 60.1(a)を変更している。

1 規則

- 1.1 本大会は「2021-2024 セーリング競技規則」(以下 RRS)に定義された規則を適用する。
- 1.2 SI は NoR よりも優先される。これは RRS63.7 を変更している。
- 1.4 RRS 付則 P および付則 T を適用する。

2 帆走指示書の変更

- 2.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 09:15 までに掲示される。
ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 18:00 までに掲示される。

3 コミュニケーション

- 3.1 競技者への通告は、大会 LINE オープンチャットを公式掲示板として使用する。



QRコード → URL <https://onl.bz/Cmq13HM>

※ 1艇1名、当日朝までに参加のこと。

※ 参加コード「hsaf」と入力

※ プロフィール名は艇長「参加クラス(ILCA7/ILCA6) + セールNo + 氏名」

※ 乗員、支援者、その他は「所属 + 氏名」

※ オープンチャットへの参加を受付(登録)とする。

- 3.2 大会陸上本部は、祝津ヨットハウス2階に設けられる。
- 3.3 レース委員会は、海上ではデジタル簡易無線機で交信を行う。チャンネル番号は運営会議にて周知される。
- 3.4 [DP] レース中、緊急の場合を除き、艇は、音声やデータを送信してはならず、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。この制限は携帯電話にも適用する。

4 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、祝津ヨットハウス2階に設置されたポールに掲揚される。
- 4.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号「回答旗」中の「1分」を「45分」以降と置き換える。
- 4.3 音響1声とともに掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗が掲揚された後「45分」以降に発せられる」ことを意味する。D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスの

みに適用する。

[DP][NP]艇は、この信号が発せられるまで離岸してはならない

5 レース日程

5.1 レース日程、各日のレース数と最初のレースの予告信号予定時刻は以下の通りとする。

日付	レース数	最初の予告信号予定時刻
	ILCA7級・ILCA6級	ILCA7級・ILCA6級
7月1日(土)	4	10:40
7月2日(日)	2	10:10

5.2 最大6レースとし、1日の最大レース数は4レースとする。なお実施するレース数はレース委員会の裁量による。

5.3 引き続き行うレースのための予告信号は、できるだけ速やかに発せられる。

5.4 7月2日は15:30、7月3日は14:00より後には予告信号を発しない。

6 クラス旗

6.1 クラス旗は、以下のとおりとする。

クラス	クラス旗	旗
レーザー級・レーザーラジアル級	レーザー旗	白地にレーザーマークの記章

7 レース・エリア

7.1 「添付図1」にレース・エリアの位置を示す。ただし、天候等の理由により、レース・エリアから外れた位置でレースを行うことがある。

8 コース

8.1 「添付図2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前もしくは同時にレース委員会の信号船に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9 マーク

9.1 マーク1、2、3、4は、オレンジ色の三角形ブイとする。マーク1aは赤い円柱ブイとする。

9.2 SI 11に規定される新しいマークは、ピンクの円筒形ブイである。

9.3 スタート・マークは、スターボードのある端にあるレース委員会の信号船と、以下のいずれかである。

(a) ポートの端にあるオレンジ色のブイ

(b) ポートの端にある、オレンジ色旗を掲揚したレース委員会船

9.4 フィニッシュ・マークは、ポートの端にある青色旗を掲揚しているレース委員会船と、以下のいずれかである。

(a) スターボードの端にあるオレンジ色のブイ

(b) スターボードの端にある、青色旗を掲揚したレース委員会船

10 スタート

10.1 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、以下のいずれかの間とする。

(a) ポートの端にある、スタート・マークであるオレンジ色のブイ

(b) ポートの端にある、スタート・マーク上でオレンジ旗を掲揚しているポール

10.2 [DP][NP]予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。

10.3 スタート信号後、4分以内にスタートしない艇は、審問なしに「DNS」と記録される。これは付則 A5.1、A5.2 を変更している。

11 コースの次のレグの変更

11.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12 フィニッシュ

12.1 フィニッシュ・ラインは、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールと、以下のいずれかの間とする。

- (a) スターボードの端にある、フィニッシュ・マークであるオレンジ色のブイ
- (b) スターボードの端にある、フィニッシュ・マーク上で青色旗を掲揚しているポール

13 レースの中止

13.1 レースを中止する場合、艇に注意喚起するために、レース委員会信号船以外のレース委員会船に音響信号とともに N 旗を掲揚する場合がある。レース委員会信号船以外のレース委員会船での N 旗の降下には、RRS「レース信号」N 旗の「予告信号は N 旗降下の 1 分後に発せられる」の意味は持たない。

14 ペナルティー方式

14.1 *[SP]*はレース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反に関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。

標準ペナルティーを課された艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは RRS63.1 および付則 A5、A10 を変更している。レース委員会は、この標準ペナルティーが適切ではないと考えた場合、艇を抗議することもできる。

標準ペナルティーが課された場合、その艇のその規則違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS60.1(a) を変更している。

14.2 *[SP]*または*[DP]*の記された規則、クラス規則の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができる。

14.3 付則 T1 に基づく「レース後のペナルティー」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは付則 A10 を変更している。

14.4 RRS44.1 に基づきペナルティーを履行した艇は、大会陸上本部で入手できる紙の「回転ペナルティー報告書」を抗議締切時間内に大会陸上本部に提出しなければならない。

15 タイム・リミットとターゲット・タイム

15.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは以下のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク 1 の タイム・リミット	フィニッシュ・ ウィンドウ	ターゲット・ タイム
レーザ級	60 分	20 分	15 分	40 分
レーザラジアル級	70 分	20 分	15 分	50 分

15.2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。これは RRS32.1 を変更している。

15.3 RRS30.3 および 30.4 に違反せずスタートしてコースを帆走した最初の艇がフィニッシュした後、フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なし「DNF」と記録される。これは、RRS 35、付則 A4、A5 を変更している。

15.4 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a) を変更している。

16 審問要求

- 16.1 抗議締切時刻は、その日の最終レース終了後、またはレース委員会が、本日これ以上レースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。時刻は公式掲示板に掲示される。
- 16.2 抗議・救済・審問再開の要求の、審問要求の様式は、大会陸上本部にて入手できる。
- 16.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者および支援者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 20 分以内に通告が掲示される。
- 16.4 審問は、基本的に受付順に、祝津ヨットハウス 2 階にあるプロテスト・ルームにておこなう。
- 16.5 付則 P に基づき RRS 42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。
- 16.6 RRS77, 付則 G は艇からの抗議の根拠とはならない。これは RRS60.1(a)を変更している。
- 16.7 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは RRS62.2 を変更している。

17 得点

- 17.1 本大会の成立には、1 レースを完了することが必要である。
- 17.2 艇の得点は、完了したレースが 4 レース以下の場合全レースの合計得点とし、5 レース以上完了した場合は最も悪い得点の 1 レースを除外したレース得点の合計とする。これは RRS 付則 A2.1 を変更している。

18 [DP] [NP] 安全規定

- 18.1 [SP] 出艇申告と帰着申告は以下のとおりとする。
 - (1) 出艇しようとする艇の代表者は、その日の 8:00 からオープンチャットに「出艇申告」をしなければならない。
 - (2) 帰着した艇の代表者（レース委員会が正当な理由があると認めた場合はその代理人）は、帰着後速やかにオープンチャットに「帰着申告」をしなければならない。その日の最終レース終了後の帰着申告は、その日の当該クラスの抗議締切時刻までに完了させなければならない。
 - (3) 帰着申告後に再出艇する場合（「AP/H 旗」「N/H 旗」またはリタイアによる帰着後の再出艇）は、随時オープンチャットに出艇の申告を受付ける。出艇申告をせずに再出艇をすることは認められない。
- (1)~(3)の違反に対するペナルティーは、対象となるレースすべてに対して課せられる。
- 18.2 [SP] 海上でリタイアする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、最初の妥当な機会にリタイアの意思をレース委員会に伝えなければならない。競技者は SI18.1(2)に従い帰着申告を行った後、速やかに大会陸上本部で入手できる紙の「リタイア報告書」を提出しなければならない。
- 18.3 レース委員会またはプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合、強制救助をする場合がある。強制救助の判断については、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは RRS60.1(b)を変更している。なおリタイアを勧告された場合も、SI18.2に記載の「リタイア報告書」を提出しなければならない。

19 [DP] [NP] 乗員届と装備の交換

- 19.1 [SP] 艇は、その日の最初のレースの「乗員届」を SI18.1(1)の出艇申告と同時にオープンチャットに提示しなければならない。
- 19.2 [SP] 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会による承認なしでは許可されない。交換の要請は、陸上で交換する場合は、大会陸上本部で入手できる紙の「装備交換申請書」をレース委員会へ提出し承認を受けなければならない。海上で交換する場合は、最初の妥当な機会に、レース委員会信号船に装備の交換の旨を伝え、帰着後に「装備交換申請書」をレース委員会へ提出し承認を受けなければならない。

19.3 SI19.1～19.2の違反は対象となるすべてのレースに対してペナルティーが課せられる。

20 [DP] 装備と計測のチェック

20.1 艇または装備は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に適合しているか、いつでも検査されることがある。

20.2 水上でレース委員会に指示された場合、艇は検査のために指定されたエリアに向かわなければならない。

20.3 帰着後、陸上でレース委員会に指定された場合、艇は速やかに計測場所に艇を持ち込まなければならない。

21 運営船

21.1 運営船は、以下のように識別される。

運営艇	レース委員会	プロテスト委員会
標識旗	白地に黒字で RC と記された旗	白地に黒字で JURY と記された旗

22 支援艇 [DP] [NP]

22.1 支援艇は、危険な状態にあるボートからの救助要請により救助を行うか、プロテスト委員会またはレース委員会の要請がない限り、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの100m以上外側にいなければならない。

22.2 艇の安全な出艇を確保するため、出艇する支援艇は、『D旗』掲揚後10分間は離岸してはならない。

22.3 支援艇の出艇申告、着艇申告は、SI18に従い、貸与する支援艇旗の受け渡し、返却による。

22.4 支援艇は、水上にいる間、支援艇旗を目立つように掲揚しなければならない。

22.5 支援艇は、水上にいる間、艇および運営船を妨げてはならない。

22.6 支援艇は、レース委員会およびプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。

22.7 レース委員会から要請された場合、支援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。この要請はレース中であっても発せられることがある。この場合、SI22.1から22.6までは適用しない。

23 ごみの処分

23.1 ごみは、レース委員会船、プロテスト委員会船、支援艇に渡してもよい。

24 リスク・ステートメント

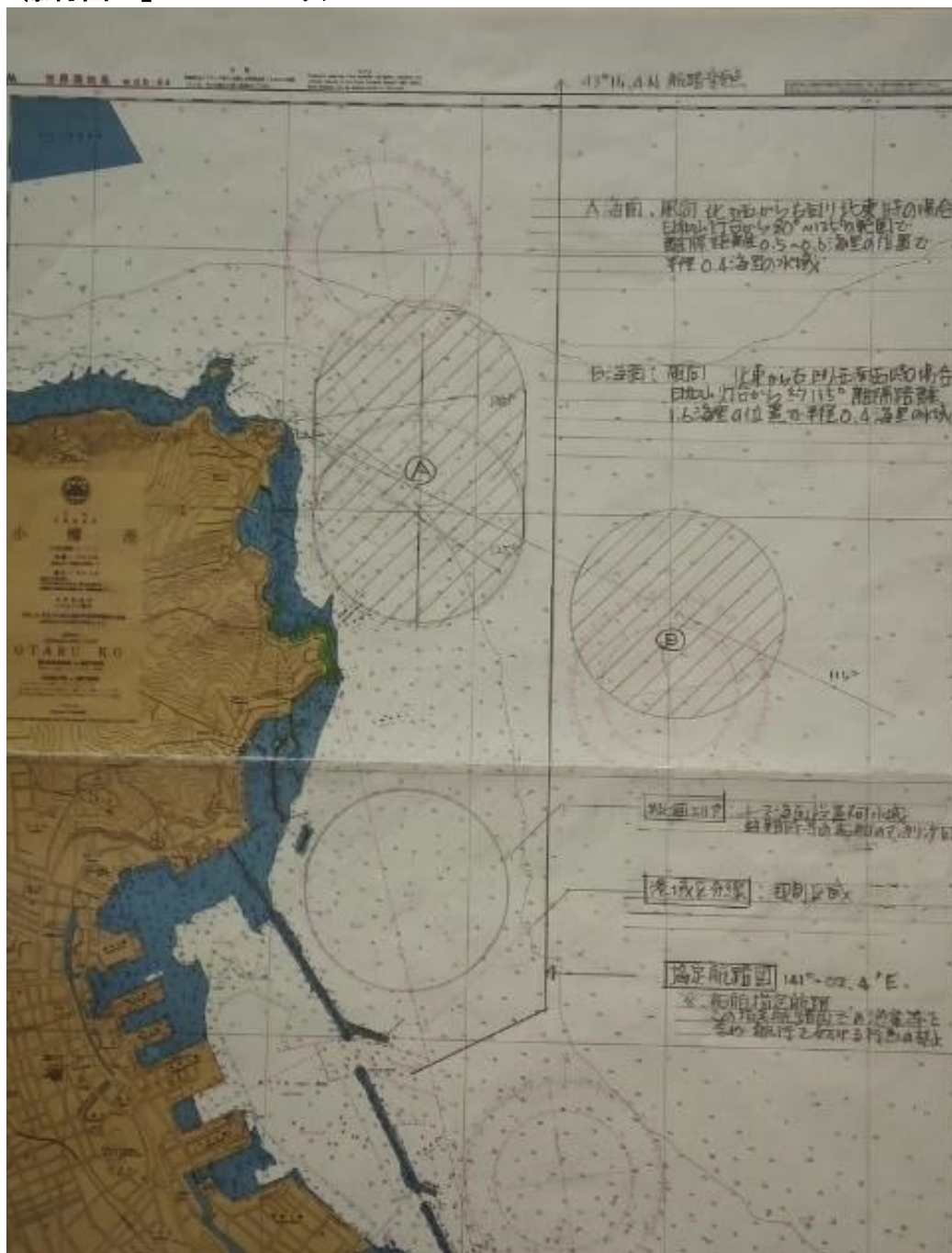
24.1 RRS 3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

25 行動規範

25.1 [DP] 競技者および支援者は、主催団体、運営役員からの合理的な理由に基づく指示に従

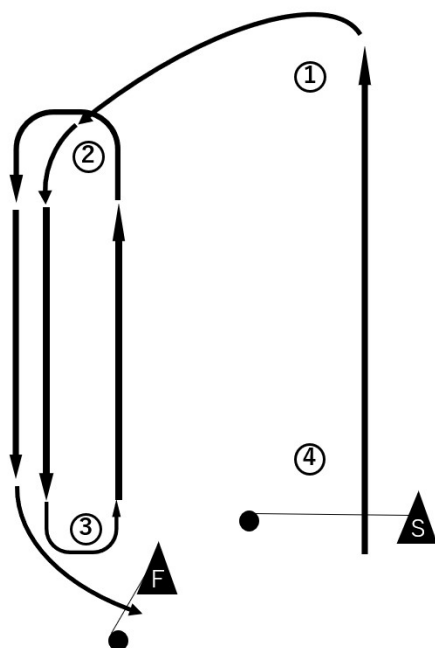
わなければならぬ。

「添付図 1」 レース・エリア

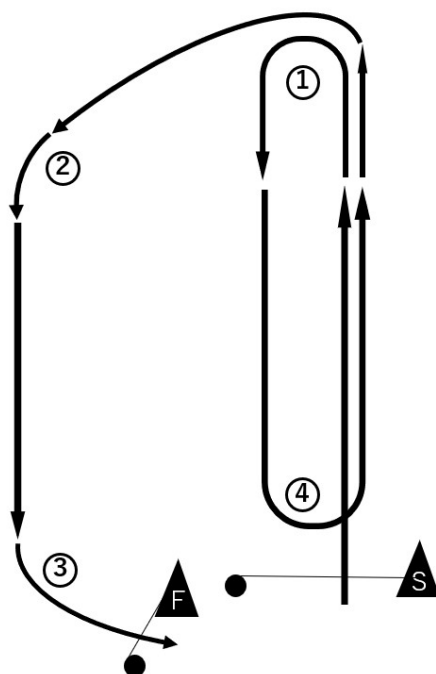


主要座標	緯度1度=緯度60分=60海里	緯度1分=1海里(NM)=1.852KM
祝津沖水域	: 緯度 43° -13.0 N~43° -14.9 N	東経 141° -01.2 E~141° -03.7 E
海面 A	: 緯度 43° -13.6 N~43° -14.8 N	東経 141° -01.2 E~141° -02.3 E
同中心	: 緯度 43° -14.0 N~43° -14.4 N	東経 141° -01.7 E
海面 B	: 緯度 43° -13.2 N~43° -14.0 N	東経 141° -02.5 E~141° -03.7 E
同中心	: 緯度 43° -13.6 N	東経 141° -03.0 E
* 協定航路	東経 141° -02.4 E	
ハーバー入口	: 緯度 43° -14.1 N	東経 141° -00.9 E

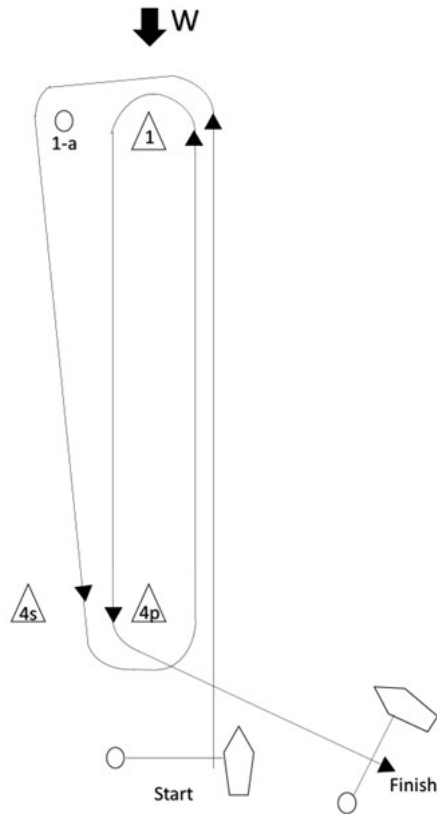
「添付図 2」コース



① アウターコース(数字旗 1) : Start-1-2-3-2-3-Finish



② インナーコース(数字旗 2) : Start-1-4-1-2-3-Finish



③ LRコース(シーホッパー旗) : Start-1-1a-4s/4p-1-4p-Finish

「添付図 3」 スタート・エリア

SI10.2 におけるスタート・エリアは以下の範囲である。

